

レーザーテック株式会社
グリーン調達ガイドライン
(第1版)

2025年10月

レーザーテック株式会社

レーザーテック株式会社 グリーン調達ガイドライン

当社は、深刻化する地球温暖化などの環境問題について、事業を通じて社会課題の解決に貢献するため、「環境方針」を掲げて積極的に取り組んでいます。また、生産活動に伴う環境負荷の低減や、製品に関する化学物質規制・エネルギー効率規制など、国内外の法規制を遵守することを環境活動の基盤として重要視しています。

本グリーン調達ガイドラインは、当社の環境方針およびサステナブル調達ガイドラインを調達活動において具体化するための運用指針であり、サプライチェーン全体での環境負荷低減を実現するための枠組みとして位置づけています。

当社は、仕入先様とともに環境に配慮した製品・サービスの調達を推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

仕入先様には、当社の取り組みの趣旨をご理解いただき、活動へのご支援とご協力をお願いします。そのために下記のカテゴリーについて積極的な取り組みをお願いします。

- ・環境マネジメントシステム(EMS)の導入・運用
- ・企業活動全体での環境資源の管理と削減
- ・納入品の環境負荷低減
- ・製品含有化学物質の管理と環境情報の提供

なお、法規制の遵守および監視に努め、逸脱が発生した場合には速やかに当社へご連絡いただきますようお願いいたします。

1. レーザーテック株式会社の「環境方針」
 2. 環境経営の推進のお願い
 - 2-1. 環境マネジメントシステム(EMS)の導入・運用
 - 2-2. 企業活動全体での環境資源の管理と削減
 - 2-3. 納入品の環境負荷低減
 - 2-4. 製品含有化学物質管理体制の構築と運用
 - 2-5. お取引先様への化学物質管理体制の強化を促進
 3. 各種調査への協力をお願い
- 添付 1 環境マネジメントシステム自己診断書
添付 2 禁止物質の不使用・非含有宣言書の例（書式と説明）
添付 3 RoHS 調査票(含有物質情報証明書)フォーム

1. レーザーテック株式会社の「環境方針」

かけがえのない地球環境をより良い状態で次世代に引き継ぐため、環境保全活動を推進します。

2. 環境経営の推進のお願い

2-1.環境マネジメントシステム(EMS)の導入・運用

環境マネジメントシステム(EMS)の導入・運用をお願いします。また以下表1.に示す環境認証を積極的に取得し維持してください。認証未取得の場合は、認証取得に向けた活動^{注1)}を進めてください。

注1) 目標と実行計画の策定、役割分担、法規遵守、エネルギー削減、廃棄物削減、緊急事態対応、化学物質管理、環境教育、監査などの活動。*

*仕入先様に対して環境マネジメントシステム(EMS)の監査を実施させて頂く場合があります。

詳細は、添付1「環境マネジメントシステム自己診断書」に示します。

表1. EMS 一覧

	認証名称	概要
1	ISO14001	ISO（国際標準化機構）が策定した国際的に認められた環境マネジメントシステム(EMS)規格に基づく環境認証制度
2	KES (ステップ2以上)	特定非営利活動法人KES環境機構が推進する、シンプルで低コストな環境マネジメントシステム(EMS)規格に基づく環境認証制度
3	エコステージ (エコステージ2以上)	一般財団法人エコステージ協会が推進する ISO14001 と整合性が高く導入しやすい環境マネジメントシステム(EMS)規格に基づく環境認証制度
4	エコアクション21	環境省が策定し、一般財団法人持続性推進機構が運営する環境マネジメントシステム(EMS)規格に基づく環境認証制度

2-2. 企業活動全体での環境資源の管理と削減

仕入先様の原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の企業活動全体で、下記の項目に関して、環境資源の適切な管理や削減の推進をお願いします。

■大気汚染

・揮発性有機化合物(VOC)、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副生成物など

■有害性のある化学物質の使用および排出

■固形廃棄物(有害物以外)

■水質汚濁

■物流資材(パレットやコンテナ)

■水の使用量やエネルギー使用量(電気、ガス、燃料など)

■温室効果ガス(CO2)の排出量

・SBT(Science Based Targets)1.5°C水準の自主目標の設定をお願いします

■生物多様性の保全

2-3. 納入品の環境負荷低減

当社への納入品について、環境負荷低減への活動をお願いします。また仕入先様が調達される原材料や部品においても、同様のご配慮をお願いします。

■省資源

- ・製品の減量化、小型化、長寿命化への配慮
- ・再生部品または再生資源の利用(再生材含有率)
- ・水利用の適正化の努力

■省エネ

- ・製品の待機時、使用時の省エネルギー化に配慮

■リサイクル

- ・製品の回収とリサイクル(リサイクル率)
- ・材料の統一、標準化
- ・分解、分別の容易性への配慮

■梱包資材

- ・梱包資材の削減、回収、リユース、リサイクルへの配慮

■生態系の保全

- ・生態系への負荷軽減の努力
- ・化学物質使用の適正化の努力

2-4. 製品含有化学物質管理体制の構築と運用

仕入先様の製品含有化学物質管理体制の構築と運用をお願いします。*

日本工業規格「JIS Z 7201 製品含有化学物質管理 - 原則および指針」や、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」をご参照ください。

* 仕入先様に対して、製品含有化学物質管理体制の監査を実施させて頂く場合があります。

2-5. お取引先様への化学物質管理体制の強化と促進

サプライチェーン全体での化学物質管理を確実かつ効率的に行うため、仕入先様のお取引先様にも化学物質管理の体制構築へのご支援をお願いします。

<補足> 当社の製品環境法規制への自主的な取り組み

有害化学物質の規制対策として広く知られているのが、2006年7月に施行されたEU RoHS指令です。当社の半導体検査装置やフラットパネルディスプレイ検査装置はこの規制の対象外ですが、当社では自主的にEU RoHS指令で規制されている10物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、BBP、DBP、DIBP)の削減に取り組んでいきます。*

*本ガイドラインの初版発行時点の欧州RoHS指令に基づいており、将来の法改正に従います。

3. 各種調査への協力をお願い

3-1. 当社への納入品に含まれる化学物質の情報管理と環境情報の提供

当社への納入品に含有される化学物質については、サプライチェーンでの情報開示義務に対応するため、管理および含有情報の報告をお願いします。

また製品(梱包資材含む)・部品・材料に関する国内外の法規制情報、含有化学物質情報、環境配慮情報、安全な取り扱いや操作方法について、積極的な情報提供をお願いします。

●適用範囲:当社への納入品(ただし、ソフトウェア等無形のものおよび当社内で利用され社外提供されないものを除く)となります。

- ①製品・部品・材料:量産前、開発段階の試作品も含まれます。
- ②副資材:はんだ、接着剤、グリス、工作油、テープ、マーカーなど。
- ③梱包資材:当社へ納入頂く際の梱包資材が対象。段ボール箱、緩衝材、インクなども含まれます。

●製品含有化学物質に関する情報

①禁止および管理対象とされている化学物質

・当社ではアークティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の提供する chemSHERPA 管理対象物質参照リストに記載された化学物質を禁止および管理の対象とします。JAMP の提供する chemSHERPA 管理対象物質参照リストより最新版を確認ください。

②追加管理対象とされている化学物質

・国際条約や各国の法規制の動向(顧客要請を含む)を注視し、当社が調査の必要があると判断した場合には、chemSHERPA 管理対象物質参照リストの最新版に含まれていない化学物質についても調査依頼、および含有情報の報告をお願いすることがあります。

●提出頂く書類/データ

以下に提出をお願いする資料の一覧を記します。提出を要する書類は○、当社より要求がある場合に提出を要する書類は△で示します。なお、顧客対応等の理由により仕入先様のお取引先様に対して分析結果等の書類を追加で提出頂く場合があります。

表 2. 提出書類一覧

	chemSHERPA-AI ^{注1)} (または chemSHERPA-CI)	禁止物質の不含有宣言書 ^{注2)}	RoHS 調査票 ^{注3)}	SDS	分析試験結果 (IEC62321 等に基づく)
製品・部品・材料	○	○	○	△	△
副資材	○	○	○	△	△
梱包資材	○	○	○	△	△

注 1) chemSHERPA は、SCIP 情報伝達のため、『成分情報』と『遵法判断情報』の両方をご記載ください。

注 2) 「禁止物質の不含有宣言書」の書式につきましては、添付 2 の書式をご参照下さい。

注 3) 当社 RoHS 調査票(「含有物質情報証明書」)フォームは添付 3 の書式をご参照下さい。

●電池に関する情報

電池単体、および電池を内蔵する製品は、納入前または納入後に下記の情報提供をお願いします。

- ・規制を受ける国名およびその規制内容
- ・内蔵された位置、交換方法(ラベリング、取扱説明書へ明示)
- ・含有化学物質情報
- ・欧州電池規則で要求されている情報

●SDS(安全データシート)に関する情報

当社から製品・部品・材料(サービスパーツを含む)を顧客先へ円滑に輸送するために、GHSの対象品目については、納入前に SDS(安全データシート)などの情報提供をお願いします。

- ・SDS(安全データシート)・・・GHS(*)に基づく SDS の提出、ラベル表示
- ・規制を受ける国名およびその規制内容
- ・輸送時の安全対策

*GHS: Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals
(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

●省エネルギー情報

各国の省エネルギー規制で決められた製品(*)や材料を使用している場合には、納入前に下記の情報提供をお願いします。

- ・省エネルギー規制の認証書および、認証レポート
 - ・規制を受ける国名およびその規制内容
- *ACアダプターや充電器などが対象となります。

以上

添付 1

環境マネジメントシステム自己診断書

ISO14001 等の認証がない場合は、記入してご提出ください。
各項目の「仕入先」列に仕入先様の評価を記入してください。

仕入先様名:

評価者の部署名:

役職:

お名前:

提出日: 年 月 日

No.	項目	ISO要求項目(参考)	評価基準	仕入先	弊社
1	環境方針	環境方針(4.2)	(1)環境保全に対する企業理念がある。 (2)環境保全に対する方針を定め、継続的改善および汚染の予防について誓約している。 (3)環境方針で法規制の遵守について誓約している。 (4)方針は文書化、全従業員に周知、第三者も入手できる。		
2	計画・組織	目的、目標および実施計画(4.3.3)	(1)方針を達成するための目的・目標がある。 (2)目的・目標を達成するための組織・推進責任者が明確になっている。 (3)目的・目標を達成するための手段・方法等の実行計画がある。		
3	環境影響評価・運用管理	環境側面(4.3.1)、 運用管理(4.4.6)、 監視および測定(4.5.1)	(1)事業活動が以下の項目に与える影響を評価・特定、改善に努力している。 ①大気汚染 ②水質汚染 ③騒音・振動 ④使用禁止物質(規制化学物質リスト参照) ⑤廃棄物 ⑥エネルギーなど(電気・ガス・水道・燃料等の使用量) (2)特定された事象(設備・作業含む)について管理者を定め、管理している。 (3)環境への負荷の少ない製品を提供するための製品アセスメントの仕組みがある。		
4	コンプライアンス	法的およびその他の要求事項(4.3.2)、 遵守評価(4.5.2)	(1)環境に関連する法律・条例および業界規範等を特定、管理している。 (2)環境関連法規に関わる施設・設備について適正に管理している。		
5	リスク管理	緊急事態への準備および対応(4.4.7)	(1)環境保全に関する緊急事態への対応を整備、手順を確立している。		
6	啓発・教育・情報公開	力量・教育訓練および自覚(4.4.2)、 コミュニケーション(4.4.3)	(1)組織内の人に目標を達成するために必要な教育訓練事項を整理、実施している。 (2)環境に著しく影響を与える作業に従事する人には、別途教育訓練を実施、作業者リストを作成している。 (3)外部に対して自社の環境保全に関する情報を公開している。		
7	不適合対応	不適合ならびに是正および予防処置(4.5.3)	(1)環境管理システムに関する不適合が発生した場合、是正・予防措置を達成させるための手順を確立している。		
8	自己評価	環境マネジメントシステム監査(4.5.5)、 マネジメントレビュー(4.6)	(1)計画の進捗状況、目標の達成状況を自ら評価、経営者へ報告している。 (2)自己評価の結果を環境方針、計画・組織へ反映させて、継続的な改善を行っている。		
9	文書管理	文書類(4.4.4)	(1)上記項目を実行するための責任と手順を定め、文書化している。		

(注)評価:「はい」:○、「いいえ」:×、「対象外」:— の自己評価の記入をお願いします。

評価日: 年 月 日

禁止物質の不含有・非含有宣言書

レーザーテック株式会社に納入する納入品について「レーザーテック グリーン調達ガイドライン」における、禁止物質^(*1)は不含有・非含有^(*2)（レーザーテック株式会社が含有指定する納入品は除く）であることを宣言します^(*3)。

*1 「禁止物質」とは、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)で提供される chemSHERPA 管理対象物質参照リストに記載された禁止対象の化学物質です。

*2 「不含有」は製造過程全体で使用されていないこと、「非含有」は対象物質が閾値以下（含まれていないこと）

*3 chemSHERPA 管理対象物質参照リストに禁止物質が追加された場合には、再発行をお願いします。

●適用範囲

レーザーテック株式会社へ納入される材料・副資材・梱包資材等の取引に適用する。

<下の項目を記載のうえ、PDF での提出をお願いします。>

日付： 年 月 日

会社名：

部署名：

宣言者氏名：

メールアドレス：

社印または宣言者サイン：
(電子証明可)

RoHS 調査票(「含有物質情報証明書」)フォーム

含有物質情報証明書
Certificate of Contained Chemical Substance (RoHS)

工事 No. Project No.	品番 Part Number	品名 Product Name	メーカー Manufacturer	有害化学物質 Hazardous Chemical Substances										欧州 RoHS 用途除外 EU RoHS Exemption	分析結果 Analysis Result	
				Pb	Cd	Cr (VI)	Hg	臭素系難燃剤 Brominated Flame Retardants		フタル酸エステル類 Phthalates						
								PBB	PBDE	DEHP	BBP	DBP	DIBP			
				≤1000 ppm	≤100 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	≤1000 ppm	(除外内容の項目番号) *3 (Exemption Item Number) *3	(分析書類等番号) (Analysis Doc No., etc.)

※ EU RoHS指令: DIRECTIVE 2011/65/EU (*1) および 改正RoHS指令: DIRECTIVE 2015/863 (*2) に基づく制限物質10物質に対する製品含有情報の調査
 *1 EU RoHS指令: DIRECTIVE 2011/65/EU 2013年1月3日に発効した改正RoHS指令 [EUR-Lex.europa.eu/legal-content](http://eur-lex.europa.eu/legal-content)
 *2 DIRECTIVE 2015/863 2019年7月22日に発効した改正RoHS指令 [EUR-Lex.europa.eu/legal-content](http://eur-lex.europa.eu/legal-content)

※ Investigation of product content information for 10 restricted substances based on EU RoHS Directive 2011/65/EU (*1) and its amendment, Directive 2015/863 (*2).
 *1 EU RoHS Directive 2011/65/EU Revised RoHS directive that came into effect on January 3, 2013 [EUR-Lex.europa.eu/legal-content](http://eur-lex.europa.eu/legal-content)
 *2 DIRECTIVE 2015/863 Revised RoHS directive that came into effect on July 22, 2019 [EUR-Lex.europa.eu/legal-content](http://eur-lex.europa.eu/legal-content)

○ RoHS圏内 △ 欧州RoHS用途除外 (*3 必ず除外項目番号を記載してください。) × 欧州RoHS適合しない ※ 本データを中国RoHSで参照する場合には、中国RoHSは含有量基準値のみでEUのような用途除外がないため、△はXを含むと解釈する。	○ Within RoHS Threshold △ EU RoHS Exemption Applied (*3 please specify the exemption item number.) × Not Compliant with EU RoHS ※ When referring to this data under China RoHS, since China RoHS only has concentration limits and no exemptions like the EU, △ should be interpreted as X.
--	--

記入日 Date of Entry	
会社名 Company Name	
所属 Department	
担当者 Person in Charge	
TEL・FAX	
E-mail	

版	年月	内容
第1版	2025年10月	グリーン調達ガイドラインを制定